

平成 2 3 年 度 科 学 研 究 費 補 助 金

基盤研究「海外学術調査」書面審査の手引

平成 2 2 年 1 2 月

独立行政法人日本学術振興会

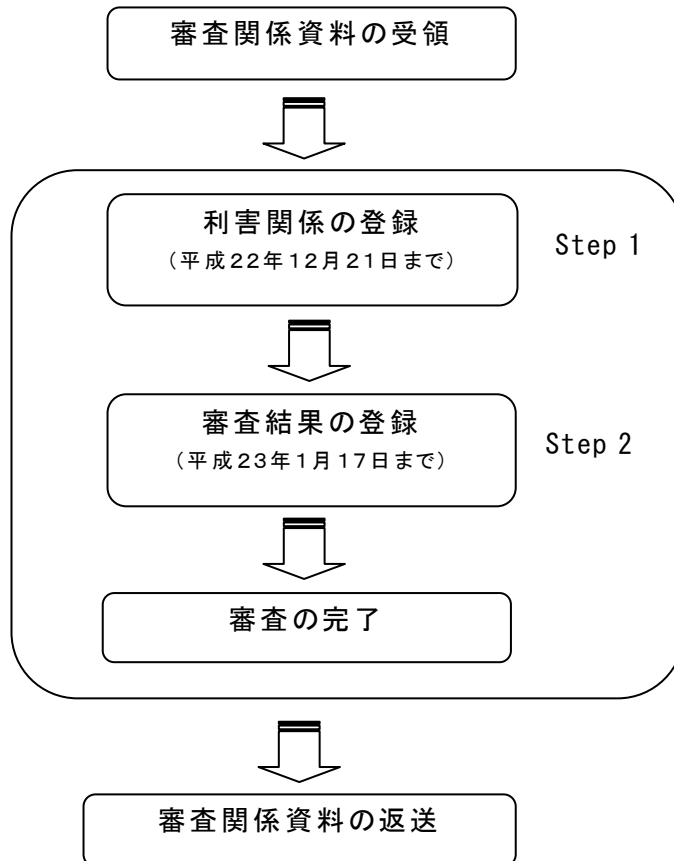
は し が き

本手引は、科学研究費補助金のうち基盤研究「海外学術調査」の書面審査を担当される審査委員の方々の審査の便宜のために作成しています。本手引により遺漏なく審査されるようお願いします。

なお、審査に当たっては、初めに利害関係に該当する研究課題を電子申請システムに登録し、審査されるようお願いします。

<審査の手順>

審査は、「利害関係の登録」と「審査結果の登録」の2段階に分かれています。（各段階の詳しい手順は、本文の15～16頁で説明しています。）



目 次

1	審査の仕組み	1
2	審査における基本的な留意事項	3
3	書面審査の指針	4
4	基盤研究（A・B）（審査区分「海外学術調査」）の書面審査 における評価基準等	9
	〔「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」（抜粋） （平成18年9月22日 独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定） ※平成22年9月29日一部改正〕	
5	書面審査評価方法について	15
6	審査結果回答期限	16
7	審査終了後における審査関係資料の取扱について	16

[参 考]

	審査機構図	19
--	-------	----

1 審査の仕組み

以下、日本学術振興会における審査の仕組みをご説明しますので、全文を必ず読んで下さるようお願いいたします。

(1) 審査の基本：ピア・レビュー

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選んだ研究者(ピア)が、科学的良心に基づき、学術的価値について、評価・審査するピア・レビューにより発展してきました。科研費の審査も、このピア・レビューにより行われます。審査委員に選ばれた方々は、すでに科研費等の取得を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピア・レビューアーとしてふさわしい方々です。ピア・レビューの意義を十分に理解して審査に当たっていただきますようお願いいたします。

(2) 利益相反

科研費の審査委員は、公的研究費の配分に関わるという公的な立場と同時に、一人の研究者としての立場にもあるため、それらの立場が相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反(Conflicts of interest)」の状態に入ることになります。このような「利益相反」は、「利害関係」とは異なり、審査委員になることによって誰もが直ちにその状態に入りますので、そのことを十分に自覚しながら公平で公正な審査を行う心構えをもつていただくをお願いいたします。

(3) 利害関係者の排除

審査に当たり、審査対象者の中に「利害関係者」に当たる方が含まれていることが判明した場合には、そのことを電子申請システムに登録していただくことになっております。(「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規定」第八条第一号によって、「研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合」等、ご自身が関与した申請課題はもちろん、「研究課題の研究代表者、研究分担者、連携研究者との関係において」親族関係、緊密な共同研究を行う関係、同一研究単位での所属関係、密接な師弟関係等、ご自身と密接な関係にある研究者の申請課題の審査・評価には関わらないこととされています。詳細は3頁を参照してください。)

ただし、例えば、単に同じ学会、研究会、同じ学部、学科、研究科、専攻に属しているだけでは、利害関係者には当たりません。個別具体的なケースについて判断に迷う場合には、日本学術振興会にお問い合わせください。

なお、審査の途中で審査対象課題の中に利害関係者のものが含まれていることに気づいた場合には、その旨を直ちに日本学術振興会へご連絡のうえ当該審査を行わないようにしてください。

(4) 審査種目と審査の仕方

科研費のうち、基盤研究「海外学術調査」の審査は、各研究分野において高い見識を持つ複数の審査委員が、書面により個別に行う「書面審査」と、合議により審査する「合議審査」によって行われます。

書面審査では、分野ごとに4人の審査委員に、個々の研究計画の学術的価値等について個別に評価を行っていただき、評点を付すとともに審査意見を記入していただきます。

合議審査は、次の4小委員会による17グループに分かれて評価を行っていただきます。ここでは、書面審査を担当した審査委員の審査項目別評点、総合評点及び審査

意見が、審査委員名、所属機関名とともに審査資料として提示されます。

これらの資料、統計処理した資料及び個々の研究計画調書をもとに、審査委員の合議により、採択研究課題を選定します。

- 人文科学系小委員会（4グループ）
→人文科学A～D
- 社会科学系小委員会（4グループ）
→社会科学A～D
- 理工系小委員会（4グループ）
→数物系科学A・B、化学、工学
- 生物系小委員会（5グループ）
→生物学、農学A・B、医歯薬学A・B

(5) 審査の実際

- ① **審査意見の作成**:合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加えて、その評価に至った理由を「審査意見」欄に必ずご記入ください。
- ② **評点分布**:「総合評価」は、5段階の評点区分毎に示してある評点分布を目安に、バランスを考慮してください。総合評点の分布が次の範囲に収まらないときには、インターネット上の審査を終了できないよう設定してあります。「1」及び「5」は、それぞれ5～15%、「2」及び「4」は、それぞれ15～25%、「3」は35～45%です。ただし、応募件数が少ない場合(10件未満)には、評点分布のバランスを考慮する必要はありません。
- ③ **審査期限**:次のスケジュールを必ずお守りくださるようお願いいたします。
 - (i) 利害関係登録締切 平成22年12月21日(火) 【厳守】
 - (ii) 審査結果登録締切 平成23年 1月17日(月) 【厳守】

はじめに利害関係に当たる申請課題の有無を確認し、電子申請システムに登録してから、各研究課題の審査を行ってください。

詳細については、3頁～17頁をご参照ください。

(6) 検証

すべての審査結果は、事後に日本学術振興会・学術システム研究センターにおいて検証されます。検証に当たっては、次の点を注意深く検討します。

- 「利害関係者」についての申し出の適切性
- 評点の適切性
- 審査意見の適切性

以上の観点から検証の結果、ピア・レビューアとしての適切性に重大な疑義を持たざるを得ないようなケースが出た場合、次年度から審査委員をお願いしないこととしております。

2 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。

(1) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。具体的には、下記「参考」の条項を参照して下さい。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと判断されますので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることのないようにお願いします。

(ア)単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ)単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

個別具体的なケースについて利害関係に当たるかどうか判断に迷う場合には、本会にお問い合わせください。

【参考】

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合

(1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

(2) 秘密保持と研究者倫理の遵守

研究計画調書の内容等、審査にあたって、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものであると認識してください。

また、審査委員自身の氏名等については、審査を実施した年度の翌年度に公開します。

3 書面審査の指針

書面審査の実施にあたっては、以下の点に留意した上で、第4節に明示する「評定基準等」に従って、適切かつ公正に行ってください。

(1) 審査委員としての責任

審査は、各審査委員が独自の責任と判断に基づいて行うべきものです。守秘義務を遵守すれば、起こり得ないことですが、他の研究者と相談しながら評価を行うこと、審査委員間で互いに連絡し合って評価を行うことは厳に避けてください。

なお、審査の参考として専門的知識が必要な場合、審査委員であることを説明せず、適当な研究者に当該知識を照会することは差し支えありません。

(2) 学術的価値の評価

研究課題の評価は、専ら当該応募研究課題の研究目的が実現した場合の学術的な意義に基づいて行ってください。

したがって、例えば、大学間のバランス、研究費の受給に関する研究者間のバランス等を考慮してはいけません。

これまでの研究実績や従来の研究経過が期待どおり進展しているかどうかは、当該応募研究課題の適切性や実現性などを測る指標となりますが、研究費の受給額や受給回数の多寡を直接的な判断要素に加えないでください。

また、「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄については、書面審査の際に参考とするものですので、合議審査においては当該欄に記載されている内容は考慮しないでください。

(3) 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の応募研究課題について、評点及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

応募件数が多く、採択研究課題の競争率が非常に高いことから、書面審査の評点は、研究課題の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

特に、合議審査において適正な判断を促進させるため、書面審査においては、『総合評点』の評点分布は評定基準に示した目安に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。また、「研究費の応募・受入等の状況及びエフォートの妥当性」欄に記載の事項については、『総合評点』に加味しないでください。

なお、基盤研究「海外学術調査」は、細目単位では応募件数が少ないことから、上記の分野毎に審査を行うこととしており、研究課題が審査委員の専門外である場合についても、より広い

立場から審査を行い、評点を付してください。

(4) 審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至ったポイント(応募研究課題の長所や短所など)を『審査意見』として必ず記入してください。

次の審査意見の例は、過去の書面審査において、実際に記載されていた審査意見に基づくものであり、合議審査に資する模範となる審査意見と不十分な審査意見の例ですので、審査意見記入の際に参考してください。

1. 模範となる審査意見の例

(1) 応募研究課題の長所と短所部分についての審査意見の例

〇〇を読み解くことで〇〇を行い、そこから〇〇の再検討を行う。〇〇とは別個に、〇〇が実際に運用され、機能する場を〇〇することで、共時的な視野を導入できるとする方法意識は示唆的である。〇〇だけに閉じられることなく、〇〇に着目することで〇〇という新しい〇〇も介在している。一方で、未完成の部分でもいいので、〇〇を提示して、そこから在来の〇〇が、どのように書き換えられるのか提示してほしい。

〇〇において〇〇が遅れていることから、〇〇を開発する本研究課題の社会的意義は非常に高い。研究計画で示されている〇〇が開発されたならば、〇〇に貢献することが期待できる。申請者及び共同研究者は〇〇の専門家であり、〇〇の観点から〇〇の開発を進めることが可能であろう。ただし、〇〇を対象とするにもかかわらず、〇〇の専門家が共同研究者に見あたらないことが不安材料として残されている。

〇〇を考慮した〇〇を開発し、〇〇を目指している。研究内容は、〇〇に限定しない〇〇など、他に多く見られる同様の研究との相違点が明確に示されている。また、研究計画の進め方や研究方法、分担研究者の位置づけなども詳細に示されており、研究計画・方法の妥当性に関して説得力が認められる。しかし、たとえば本研究で要求している〇〇の導入ができない場合は、研究全体の遂行が難しくなることが危惧されるほか、〇〇の問題等に関して、より柔軟性のある研究計画が望まれる。

〇〇という研究テーマの学術的価値は高い。研究組織の構成も研究計画もおおむね妥当であるが、研究方法の中核をなすフィールドワークを通じて、結局のところ何をどこまで明らかにできると考えているのか、より具体的な見通しがほしい。研究成果の公開方法もやや消極的である。研究テーマからすれば、当然世界に向けた発信方法も検討すべきではないか。

(2) 応募研究課題の長所部分についての審査意見の例

申請者は、ここ数年の間に、〇〇を確立し、〇〇において先導的な研究を展開してきた。本研究計画は、申請者がこれまで培ってきた〇〇をより一般化した〇〇を確立し、その手法を用いて〇〇を解明しようとするものである。手法のオリジナリティーの高さと共に、普遍的な方法論の確立という点で〇〇全般に対する波及効果も期待できる。

(3) 応募研究課題の短所部分についての審査意見の例

〇〇についての〇〇を蒐集して、〇〇を凶るといふ、いわば、〇〇にありがちな、何かデータを集めれば分かることがあるという発想の本課題は、学術的重要性を認められず、課題として妥当でない。また、研究計画および研究手法において問題があり、妥当性を欠く。加えて、課題の独創性と革新性において見るべきものがない。この結果、研究課題の波及効果は期待できず、普遍的なインパクトはない。なお、本申請者の研究遂行能力は不足で、基礎研究環境も劣る。研究成果の発信も不足する。さらに、研究費の使用も、研究代表者ではなく分担者に〇〇装置を購入させることが目的であるように見受けられ、代表者の主体性が感じられない。従って、結論として本研究課題は問題が多く、採択には慎重であるべきである。

本研究課題の趣旨はよく理解できるが、不明な点も少なくない。例えば、これまで適切な検証方法がなかったために、具体的にどのような問題が生じ、〇〇を阻害してきたのか。また、汎用性・実用性を備えた検証方法を開発すると言うが、世界中の研究者が現に行っている研究と、本研究課題が開発するという検証方法の間には、実際のところどのような関係が成立するのか。汎用性・実用性を目指すのであれば、検討すべき〇〇は膨大なものとなるはずである。どのような基準に基づいて研究の範囲を決め、それは具体的にどのような現象を含むことになるのか。こうした点について具体的な記述がないため、本研究課題の成果および波及効果について積極的に評価するのは困難である。

本研究課題では、実用的な〇〇を目的として、〇〇の開発を目指す。ここで、具体的な対象として、〇〇を挙げている。しかし、個々の対象に関する学術的な問題点の掘り下げが行われておらず、〇〇として、何を意図したものか理解することが出来ない。〇〇についても〇〇らの方法を参考するという点で、申請者らのオリジナリティーが見えてこない。研究計画・方法についても不十分である。より具体的かつ詳細な記述が必要である。

2. 不十分な審査意見の例

次のような、1行又は短い審査意見では、そのような評価に至った具体的な理由が記載されていないため、第2段審査(合議審査)を担当する審査委員に審査意見の趣旨が正しく伝わりませんので、前記「1. 模範となる審査意見の例」を参考にして詳細に審査意見を記入してください。

- ・ルーチンな研究であり、○○は認められない。
- ・興味深い提案である。
- ・研究目的、計画・方法の具体的・○○的な中身がよく理解できない。
- ・今までにない○○である。
- ・研究の独創性に乏しい。
- ・研究テーマが漠然としている。
- ・研究の必要性はあるが平均的なレベルである。
- ・「○○研究(研究種目)」に馴染まない研究内容である。
- ・研究課題の学術的検討が不足している。
- ・不適切な(誤った)細目への応募である。
- ・成果が期待できる。
- ・着想が斬新的、波及効果が認められる。
- ・類似の研究が既になされているのではないか。

4 基盤研究（A・B）（審査区分「海外学術調査」）の 書面審査における評定基準等

〔（平成18年9月22日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）
平成22年9月29日一部改正〕

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、合議審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち書面審査結果の開示を希望した者にも開示します。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕 （ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）研究課題の学術的重要性・妥当性（「研究経費」、「研究目的」欄など）

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 海外学術調査としての妥当性（「研究目的」、「研究計画・方法」、「重複応募」欄）

- ・研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究であるか。（フィールド調査等を主たる目的としない研究の場合は海外学術調査に当たらない。）
- ・基盤研究「一般」に応募している場合、明らかに研究目的や研究計画・方法が異なり、かつ、同一年度内に行う必要があるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間は妥当なものか。
- ・経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
 - ①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
 - ②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
 - ③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
 - ④業として行う受託研究

（「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当）

- ・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。

なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(4) 研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

- ・ 研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(5) 研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

- ・ 当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・ 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(6) 研究遂行能力及び研究環境の適切性（「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など）

- ・ これまでに受けた研究費とその研究経過・研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・ 複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあっては、組織全体としての研究遂行能力は十分に高いか、また各研究分担者は十分大きな役割を果たすと期待されるか。
- ・ 研究計画の遂行に必要な研究施設・設備等・研究資料等、研究環境は整っているか。
- ・ 研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(7) 研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性（「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」欄及び「平成21年度又は平成22年度研究進捗評価結果表」）（該当する研究課題のみ）

- ・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	更に格段の発展が期待できる
3	更に発展が期待できる
2	更なる発展はあまり期待できない
1	更なる発展はほとんど期待できない
—	研究進捗評価を受けた研究課題との関連性はない別個の研究課題である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、研究種目・区分ごとに担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利益相反の関係にあるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

(参考) 平成22年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究 (A) (海外学術調査)	24.5%
基盤研究 (B) (海外学術調査)	24.5%

ii その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

(1) 人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力を必要とする研究計画、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究計画、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所定の手続き、対策が講じられているか。
- ・個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験を含む研究課題にあっては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評定基準
(空白)	所定の手続き、対策が講じられており問題がない又は該当しない
△	法令遵守等の手続き・対策に不十分な点がある
×	法令遵守等の手続き・対策が講じられておらず、研究を実施すべきではない
—	記載内容が不十分であるため、法令遵守等の手続きが講じられているか不明であり判断できない

(2) 研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成22年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）

基盤研究（A）（海外学術調査） 77.7%

基盤研究（B）（海外学術調査） 75.0%

iii その他の留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

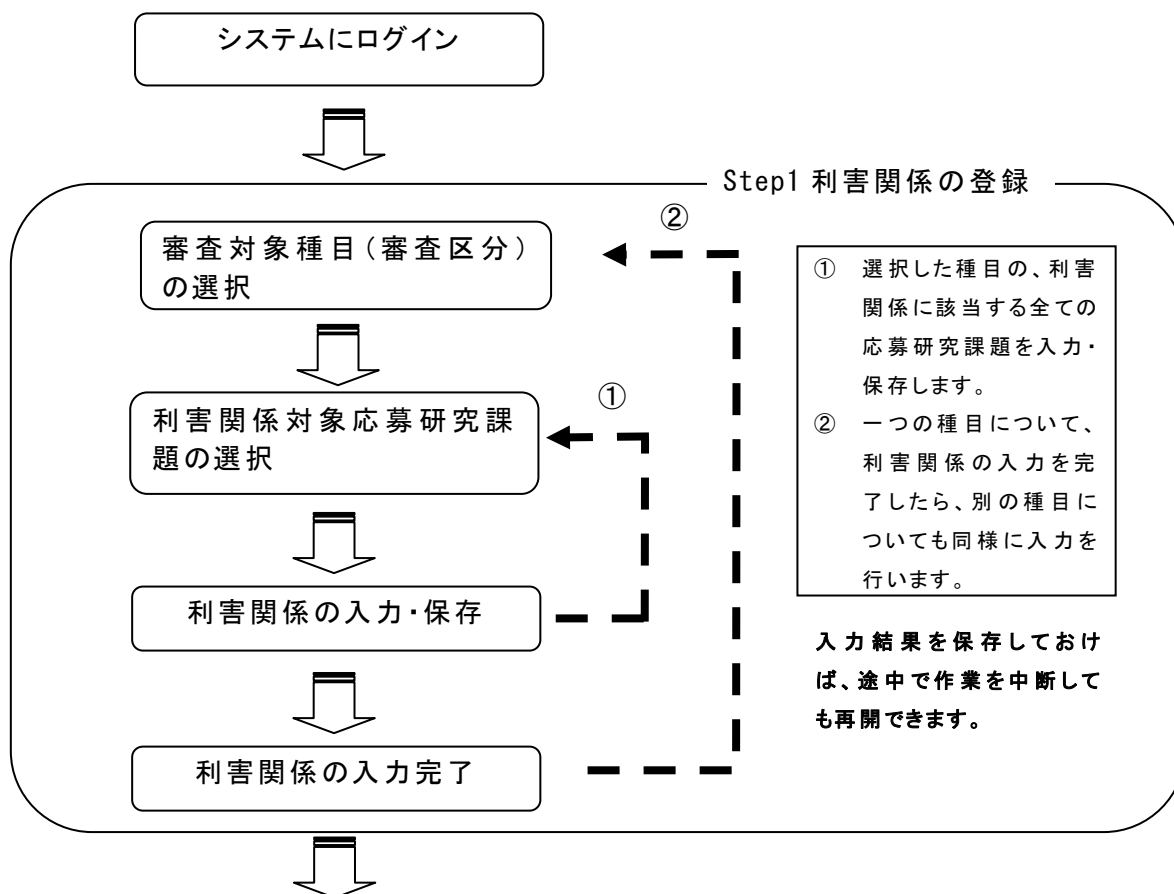
他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

(2) 「エフォート」欄の取扱いについて

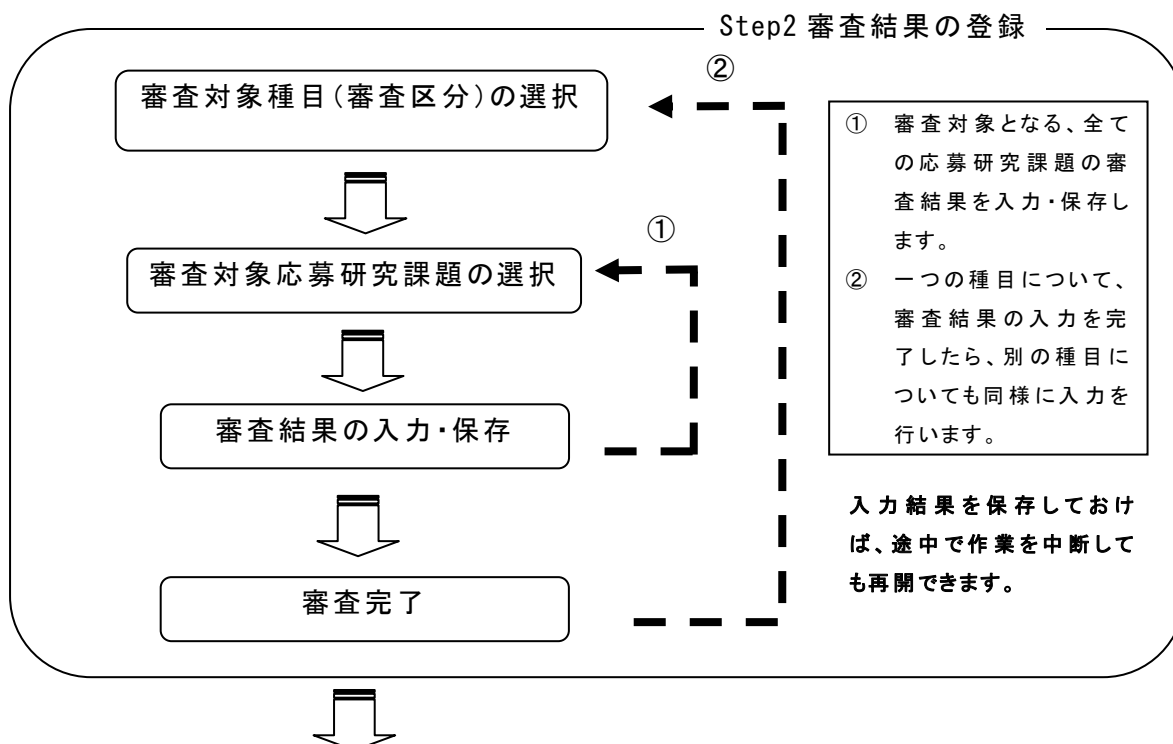
エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

5 書面審査評価方法について

- (1) 書面審査の評価（審査結果）については、インターネットを利用した「日本学術振興会科学研究費補助金事業電子申請システム」（以下、「システム」という。）により、入力していただくこととしております。
- (2) 「システム」のご利用に当たっては、ID・パスワードが必要となります。同封しております「ID・パスワード通知書」により、ご自身のID・パスワードを確認のうえご利用ください。
- (3) 「システム」の操作と審査結果の入力について
- 1) 「システム」の操作方法についての詳細は、「日本学術振興会電子申請システム審査員向け操作手引（基盤研究等）」をご参照ください。
 - 2) 操作手順
主な操作手順は、以下の図のようになります。



全ての審査対象種目について利害関係の登録を完了したら、Step 2（次頁）へ進んでください。



全ての審査対象種目について、利害関係の登録又は審査結果の入力を完了したら、書面審査の終了です。

6 審査結果回答期限

〔利害関係の登録〕

平成22年12月21日（火）まで【厳守】

〔審査結果の登録〕

平成23年 1月17日（月）まで【厳守】

7 審査終了後における審査関係資料の取扱について

審査を完了しましたら、「研究計画調書」及び「ID・パスワード通知書」は、次のように処理してください。

〔研究計画調書〕

本会が送付した梱包材をご利用いただき、送付された時と同じ状態に梱包し、同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、これを貼付して返送してください。

〔ID・パスワード通知書〕

お手数ですが、裁断等により処分してください。

【連絡先】

◆ 審査全般について

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地

独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究助成第一課

TEL 03-3263-4779, 4682, 0913, 4798, 0980, 0996

FAX 03-3263-9005

◆ 電子申請システム操作方法について

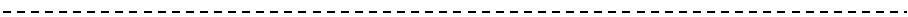
コールセンター TEL 0120-556-739 (フリーダイヤル)

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～
1月3日)を除く 9:30～17:30

※上記番号が繋がらないときは総務部企画情報課

TEL 03-3263-1902, 1913

审查机构图



[参 考]

審査機構図

- ◇海外学術調査の合議審査は、書面審査の結果を踏まえ、科学研究費委員会審査第一部会における、海外学術調査人文科学系小委員会、社会科学系小委員会、理工系小委員会、生物系小委員会の4つの小委員会において行うことになっています。
- ◇海外学術調査の審査委員は、書面審査を行った上で、合議審査に出席いただくことになっています。(書面審査と合議審査は同一の審査委員が行います。)

